

重要なお知らせ
(確認済証交付から4月1日をまたいで着工する建築物について)

建築基準法および建築物省エネ法の改正について
2025年4月1日以降に着工する建築基準法第6条1項2号建築物について
は、以下の重要な変更が適用されます。

2025年3月31日以前に確認済証の交付を受けた建物であっても、工事着工が2025年4月1日以降の場合、審査省略の特例の見直しに伴い完了検査において建築基準法の構造関係規定及び省エネ基準への適合が求められます。

このため、当機構では2025年3月31日以前に確認済証の交付を受け、4月1日以降に着工した建築物について、下記の対応を行います。

円滑な完了検査のため、早めの手続きを検討下さい。

記

○対象建築物　：令和7年3月31日以前に当機構から確認済証の交付を受け、
令和7年4月1日以降に工事に着手する建築物

○手続きの名称：軽微な変更届
構造関係規定の審査および省エネ仕様基準の審査を行います。

○審査手数料:
・構造関係規定の審査　：5,000円
・省エネ仕様基準の審査: 5,000円
※省エネ適判を受けられる場合は、新たに省エネ適判申請を行ってください。
当機構においても省エネ適判を受け付けています。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

(公財)　佐賀県建設技術支援機構
建築確認事務所
TEL：0952-97-5610